平成２５年（フ）第１１９号
兵庫県尼崎市西本町５丁目47番地西本町住宅406号、前住所兵庫県尼崎市東本町３丁目15番地杉原文化
債務者　谷口紗弥香（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師1245番地11　県営住宅泉ケ丘団地１棟132号
債務者　佐藤　典子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第８号
福岡県宮若市山口1360番地２
債務者　和田　麻衣（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第９号
福岡県直方市大字感田230番地１　市住491号
債務者　河野　弘純
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第１０５号
福岡県大牟田市宮原町２丁目185番地５　古財アパート２号室
債務者　古財　智則
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１２０号
福岡県大牟田市臼井町61番地
債務者　中山　英臣
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１２１号
福岡県大牟田市臼井町61番地
債務者　中山美津子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第２９号
佐賀県伊万里市東山代町里177番地134
債務者　阿賀野輝美（旧姓永松）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第３１号
佐賀県杵島郡白石町福富下分2741―２、住民票上の住所長崎県平戸市田平町田代免118番地４
債務者　田口久美子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第９７号
沖縄県浦添市港川２丁目26番２―301号　第３栄行マンション
債務者　高橋　悦子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４号
沖縄県石垣市字大川278番地　石垣アパート２Ｆ中
債務者　小橋川政枝
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第９４号
兵庫県尼崎市立花町１丁目22番８号ハイツ平和202号
債務者　時宗　克彦
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続廃止

平成２０年（フ）第７５４号
埼玉県蓮田市大字閏戸2820番地の１
破産者　昌栄化学株式会社
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７９９号
埼玉県所沢市大字上安松字供養1379番16
破産者　有限会社馬場工務店
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８０３号
埼玉県富士見市大字水子4971番地
破産者　有限会社興伸製作所
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８４号
千葉県いすみ市岬町椎木2134番地２
破産者　開田　健二
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第９７号
千葉県いすみ市岬町椎木2377番地
破産者　有限会社ツーサム
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
千葉県いすみ市荻原3141番地
破産者　有限会社みらいファーム
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第４８４号
静岡県浜松市西区志都呂町300番地の301
破産者　有限会社大名
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係